

香 人 第 5 1 号

令和5年11月8日

香芝市議会議長

川田 裕 様

香芝市長 福岡 憲宏



回答書

令和5年11月6日付けで香芝市議会基本条例に基づき提出された質問状について、下記のとおり回答します。

記

香芝・王寺環境施設組合分担金に関する質問主意書

香芝・王寺環境施設組合（以下「組合」という。）の構成団体は、香芝市及び王寺町の一市一町で構成される。その組合の経費は、組合市町の手当金及びその他収入（組合同約第11条）により賄われている。

香芝市は組合から請求される分担金を支出しているが、その組合へ市町から出向する人件費に疑義があることから、令和5年10月31日に開催された組合議会における決算審査にて質したところ、以下の回答がなされた。

質した事項は、令和5年4月1日から王寺町からの出向者1名について、「再任用で来られているのか」と質したところ、組合理事者からは「再雇用と聞いている」と答弁された。その答弁の意味が認識不能なことから、再確認したところ、組合理事者から「王寺の人事に確認する」旨が答弁された。

その後日に香芝市人事課から王寺町人事課に確認した報告を受けたところ、王寺町からの出向者1名は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「法律」という。）第4条及び王寺町の条例である一般職の任期付き職員の採用に関する条例（以下「条例」という。）第3条の規定により採用された者であることが確認された。

然しながら、法律第4条及び条例第3条は規定される要件に適合した期限付による公務の能率的運営を確保する規定である。その要件も「一定の期間内に終了が見込まれる業務」又は「一定期間内の業務量の増加」（条例第3条第1項第1号及び2号）とされ、全て王寺町の業務に関することであり、組合の業務とは一切関係しない事務である。なぜなら組合の管轄する事務は、組合同規約第3条に規定される事務であり、構成団体においては地方自治法第284条第2項の規定により一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項は、一部事務組合の成立と同時に消滅している。即ち、法律及び条例による特例により採用をされた者は組合には一切関係なく、組合が出向を受け入れることは法律及び条例の趣旨に違反することになる。

上記の理由の詳説をすれば以下の通りとなる。

1 「業務」の範囲の徒な拡大

任命権者は、「一定の期間内に終了することが見込まれる業務」又は「一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務」に限り、法律第4条及び条例第3条による任期付職員の採用が認められている。

独立した法人格を持ち、任命権者を異にする香芝・王寺環境施設組合の業務を行わせるために、別団体である王寺町が任期付職員の採用を行うことは、条例及び法律が限定している業務の範囲を徒に拡大しており違法と指摘できるものである。

2 再任用職員と任期付職員の待遇の差について

再任用職員は、任期付職員を初めとする正規の職員とは適用となる給料体系が違うのみならず、扶養手当、住居手当等の手当が支給されず、期末手当、勤勉手当の率も任期付職員より低く設定されている。

通常であれば、再任用職員として採用される職員を、法的根拠や合理的な理由もなく任期付職員として採用することは、他の職員との公平性や再任用制度との整合性を欠くだけでなく、人件費の過剰な支出により、理由なく高額な分担金を支出していることになる。

3 法律第4条及び条例第3条による採用

王寺町は、組合の事務の拡大等があるとして、法律第4条及び条例第3条により採用することは法令等の違反であり、王寺町の事務権限の範囲においての採用に限られる。故に組合では、王寺町が法律及び条例により採用された職員の経費を負担する義務はなく、当然に出向されることにより香芝市が組合に負担金を支出することも法令等の違反となる。

以上の主意から、以下の質問に回答されたい。

質問

(1) 法律及び条例の趣旨は、民間人材の採用の一層の円滑化を図るため、一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び給与の特例であり、公務員の一般事務の経験を専門的知識又は優れた識見を有する者に該当すると解することはできず、公務員の定年を向かえた特殊な資格等が無い者を、法律及び条例の規定により採用することはできない。香芝市の見解を示されたい。

(回答)

公務員の一般事務の経験のみをもって、任期付職員の採用はできないものと考えます。

(2) 法律及び条例の趣旨は、地方自治法に規定される普通地方公共団体及び特別地方公共団体において、条例の定めるところにより(1)の趣旨により採用を可能とするものである。所謂、その団体の事務に限られる趣旨と鑑みるが、香芝市の見解を示されたい。

(回答)

その団体の事務に限られるものと考えます。

(3) 法律及び条例の趣旨が、(2)に該当するものであれば、王寺町が法律第4条及び条例第3条による出向のための採用は違法と言わざるを得ないが、それは王寺町の問題であることから回答は求めないが、香芝市は組合に分担金を支出している。香芝市は、その違法とされる出向する採用者への経費を負担する義務はなく、また財務会計上の支出の違反となると思慮する。香芝市の見解を示されたい。

(回答)

当該組合職員が、王寺町において町の業務に関連して法律・条例に基づき任期付採用されたということであれば、組合への派遣受入れを解除し、町の業務に戻っていただくよう組合へ申し出を行いたいと考えます。

(4) 質問の主意から、組合に「一定の期間内に終了することが見込まれる業務」又は「一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務」の事由はないと組合理事者から確認が取れており、仮にその必要が存在したとしても、それは組合が判断するものであり王寺町が判断するものではない。また、組合において法律第4条及び条例第3条の規定である期限付の任期付き職員の採用が必要な場合、組合にて法律の規定による条例を制定して

採用を行うべきであり、王寺町の法律第 4 条及び条例第 3 条に係る事由は何ら組合には関係のないものである。また（3）の質問でも質しているが、王寺町の事由で採用した任期付職員を組合への出向として受け入れることは不可能であるが、香芝市の見解を示されたい。

（回答）

派遣先において「一定の期間内に終了することが見込まれる業務」又は「一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務」がないのであれば、当該任期付職員を派遣する必要はないと考えます。

（5）上記質問の（1）から（4）までにおける質問に香芝市が同意見であると仮定した場合、仮に組合で法律第 4 条及び条例第 3 条で王寺町に採用された職員を出向に受け入れる同意があったとしても、それは違法により無効と解することができる。香芝市の見解を示されたい。

（回答）

法律第 4 条及び条例第 3 条の規定により採用した任期付職員を組合に派遣することは、適切ではないと考えます。

（6）上記の質問から、違法又は不当な出向受け入れであると判断された場合、令和 5 年 4 月 1 日から現在に至る組合規約第 11 条に係る分担金は、支出すべき金員ではなく、組合から香芝市に返金を求めるべく分担金の一部に該当すると思慮する。それには詳細な検証は必要であると鑑みるが、最低でも違法と指摘される出向に係る分担金の負担は、直ちに中止すべきである。香芝市として、違法と思慮される分担金の支払いを即中止することを組合管理者に申し出すべきであるが、その香芝市の見解を示されたい。

(回答)

法律第 4 条及び条例第 3 条の規定により採用した任期付職員を組合に受け入れることは適切ではないことから、組合管理者にその旨、申し出を行って参りたいと考えます。